(e)　締約国は、次条の規定に従って公の通報及び協議が行われることを確保する。

(f)　締約国は、第三十三条の規定に従って環境影響評価報告書が作成され、及び公表されることを確保する。

2　締約国は、特に開発途上にある島嶼国の管轄又は管理の下にある計画された活動について、共同で環境影響評価を実施することができる。

3　科学技術機関は、専門家の名簿を作成する。能力に制約がある締約国は、自国の管轄又は管理の下にある計画された活動について選別及び環境影響評価を実施し、及び評価するため、当該専門家に助言及び支援を要請することができる。当該専門家は、同一の活動の環境影響評価の過程の他の部分における専門家として任命することができない。当該助言及び支援を要請した締約国は、検討及び意思決定のため当該環境影響評価が自国に提出されることを確保する。

**第三十二条**　公の通報及び協議

1　締約国は、環境影響評価の過程における全ての国（特に、隣接する沿岸国その他計画された活動に隣接する国であって潜在的に最も影響を受ける可能性のあるもの）及び利害関係者の参加のため、計画された活動に関し、適時に公の通報を行い（情報交換の仕組みを通じて公表すること及び事務局を通じて公表することを含む。）、並びに実行可能な限り、期限を定めて計画的及び効果的な参加の機会を設けることを確保する。締約国は、当該活動を許可するか否かを決定する前に、環境影響評価の過程を通して（適当な場合には、前条1(b)の規定に従い環境影響評価の範囲を選定するとき及び次条の規定に従い環境影響評価報告書の案が作成されたときを含む。）、公の通報を行い、及び参加の機会（意見の提出を通じたものを含む。）を設ける。

2　潜在的に最も影響を受ける可能性のある国については、計画された活動の性質及び当該活動が海洋環境に及ぼす潜在的な影響を考慮して決定されるものとし、次の国を含む。

(a)　天然資源を探査し、開発し、保存し、又は管理するための自国の主権的権利の行使が当該活動によって影響を受けると合理的に信ずるに足りる沿岸国

(b)　当該活動が行われる区域において、影響を受けると合理的に信ずるに足りる人間活動（経済活動を含む。）を実施する国

3　環境影響評価の過程における利害関係者には、関連する伝統的な知識を有する先住民及び地域社会、関連する世界的な、地域的な、小地域的な及び分野別の機関、市民社会、科学界並びに公衆を含む。

4　公の通報及び協議は、第四十八条3の規定に従い、包摂的で透明性のある、かつ、適時に行われるものとし、及び開発途上にある島嶼国が関与する場合には、対象を特定した積極的なものとする。

5　締約国は、協議の手続において受領した実質的な意見（隣接する沿岸国その他計画された活動に隣接する国であって潜在的に最も影響を受ける可能性のあるものからの意見を含む。）について検討し、回答を行い、又は対処する。締約国は、国の管轄の下にある区域における潜在的な影響に関する意見を特に考慮し、及び適当な場合には、当該意見に明示的に対処する書面による回答（当該潜在的な影響に対処することを意図した追加的な措置に関する回答を含む。）を行う。締約国は、受領した意見及び当該意見に対する回答又は当該意見に対処した方法についての説明を公表する。

6　締約国は、計画された活動が国の排他的経済水域によって完全に囲まれた公海の区域に影響を及ぼす場合には、次のことを行う。

(a)　そのような周囲の国と対象を特定した積極的な協議（事前通報を含む。）を行うこと。

(b)　当該活動に関するそれらの周囲の国の見解及び意見を検討し、当該見解及び意見に明示的に対処する書面による回答を行い、並びに適当な場合には、これに応じて当該活動を修正すること。

7　締約国は、この協定の規定に基づく環境影響評価の過程に関連する情報へのアクセスを確保する。この7の規定にかかわらず、締約国は、秘密の又は専有する情報の開示を要求されない。秘密の又は専有する情報が編集された事実については、公の文書に明示するものとする。

1　締約国は、この部の規定に従って実施されるいかなる環境影響評価についても、環境影響評価報告書が作成されることを確保する。

2　環境影響評価報告書には、少なくとも次の情報を含める。

計画された活動（その場所を含む。）についての説明

範囲の選定の実施の結果についての説明

影響を受けるおそれのある海洋環境の基本評価

潜在的な影響（潜在的な累積的な影響及び国の管轄の下にある区域におけるあらゆる影響を含む。）についての説明

防止、緩和及び管理のための潜在的な措置についての説明

不確実性及び知識の欠如についての説明

公の協議の手続についての情報

計画された活動の合理的な代替案の検討についての説明

事後の措置（環境管理計画を含む。）についての説明

平易な要約

3　締約国は、科学技術機関が環境影響評価報告書を検討し、及び評価する機会を提供するため、公の協議の手続において情報交換の仕組みを通じて当該報告書の案を利用可能なものとする。

4　科学技術機関は、適当な場合には、適時に、締約国に対し環境影響評価報告書の案について意見を述べることができる。当該締約国は、科学技術機関によるいかなる意見も考慮する。

5　締約国は、環境影響評価報告書を公表する（情報交換の仕組みを通じて公表する場合を含む。）。事務局は、情報交換の仕組みを通じて当該報告書が公表される場合には、全ての締約国に対して適時に通報することを確保する。

6　科学技術機関は、指針の作成（最良の慣行の特定を含む。）のため、この協定に基づく関連する慣行、手続及び知見に基づき、最終的な環境影響評価報告書を考慮する。

7　科学技術機関は、指針の作成（最良の慣行の特定を含む。）のため、この協定に基づく関連する慣行、手続及び知見に基づき、第三十条及び第三十一条の規定に従って環境影響評価を実施するか否かを決定するための選別の手続において使用した公表された情報の選定について考慮し、及び検討する。

**第三十四条**　意思決定

1　計画された活動が自国の管轄又は管理の下にある締約国は、当該活動を実施することができるか否かを決定する責任を負う。

2　この部の規定に従って計画された活動を実施することができるか否かを決定する場合には、この部の規定に従って実施された環境影響評価を十分に考慮する。締約国の管轄又は管理の下にある計画された活動を許可するための決定は、当該締約国が、緩和又は管理のための措置を考慮して、海洋環境に及ぼす著しい悪影響の防止に適合する方法で当該活動を実施することができることを確保するためのあらゆる合理的な努力を払ったと判断した場合にのみ、行う。

3　決定に係る文書は、緩和のための措置及び事後の要件に関する承認の条件を明確に規定する。決定に係る文書は、公表される（情報交換の仕組みを通じて公表される場合を含む。）。

4　締約国会議は、締約国の要請に基づき、当該締約国が自国の管轄又は管理の下にある計画された活動を実施することができるか否かを決定するに際し、当該締約国に対して助言及び支援を与えることができる。

**第三十五条**　許可された活動の影響の監視

締約国は、いずれの国の管轄にも属さない区域における活動であって自国が許可し、又は従事するものが、海洋環境を汚染し、又は海洋環境に悪影響を及ぼすおそれがあるか否かを判断するため、入手可能な最良の科学及び科学的な情報並びに可能な場合には先住民及び地域社会の関連する伝統的な知識を用いて、当該活動の影響を監視する。特に、締約国は、自国の管轄又は管理の下にある活動の承認に当たって定める条件に従い、許可された活動に係る環境上の影響その他関連する影響（例えば、経済的な、社会的な、文化的な及び人の健康に対する影響）を監視する。